

令和5年度第2回「人権行政に関する懇話会」議事概要

【日 時】 令和5年11月29日（木）15:00～17:00

【場 所】 アクロス福岡 606 会議室

【出席者】 ○：懇話会委員

小出委員、新谷委員、野々村委員、松原委員、八尋委員

●：事務局

人権部長、人権推進課長、地域施策課長、人権啓発センター所長 他

【傍聴人】 なし

【議 題】 福岡市人権教育・啓発基本計画 次期実施計画の策定について
(事務局より、資料に基づき内容を説明)

【発言要旨】

(人権の保障について)

- 地方自治体がみずから人権保障システムを構築し起動させる主体であるという考え方を踏まえて人権教育・啓発をする必要がある。10～20年前の教育・啓発ではもうほとんど意味をなさない状況になってきており、国の法律に従うことは当然として、地方自治体が主体的に人権問題を解決し救済していくという段階にきているのではないか。
- 人権が侵害されたときに救済されることも一つだが、バリアフリーやLGBTについての事業も人権の政策であり、そういう政策を積極的に実施し広めることも人権の保障である。

(基本理念について)

- 人権とは何か、人権を保障するとはどういうことか、というような理念があまり書かれていない。
- (計画策定の経緯など) 事実は書いてあるが、実施計画の目的が分からない。何のためにやっているかということを5～6行でよいので入れてはどうか。
- 法律などでも、前文で簡潔に法律の目的が書かれている。数行でよいので、こうあるべきというような、理念を書いてはどうか。
- 資料1、素案の2ページに、「福岡市人権教育・啓発基本計画」(以下、「基本計画」という)の基本理念の部分を抜粋し、福岡市が人権教育・啓発に取り組むにあたっての考え方について記載している。「福岡市人権教育・啓発基本計画実施計画」(以下、「実施計画」という)は、基本計画に基づく施策を計画的に推進するため、具体的な事業を取りまとめたものであるため、基本計画との整合性を含め、計画の性質を踏まえて検討したいと思う。

(人権教育について)

- 人権については、社会科の時間で教えているはずだが、実際の暮らしや生き方にどう反映しているかということをお教えされていない。教職員の学びや研修、現場の現状について課題があると思う。
- 表面だけ美しいということではなく、心の中の問題まで届くことが大切である。人権は自分にも相手にもあることをお教えしなければならない。

(「I 計画の策定について (p 1)」について)

- 「2 計画期間」の下に、これまでの過去の経緯についての図表があるのは違和感がある。

(「III 様々な分野における人権問題 (p 18)」について)

- 各人権問題について、1～7つ目までが上位概念にあるように見える。重みづけをしているように取られかねないので、同じ括りにした方がよいのではないかと。性的マイノリティについては、この数年かなり注視されているが、8つ目の「様々な人権問題」の中にあるので違和感がある。
- 福岡市の独自性を出すために、性的マイノリティのように、市が力を入れているものはどんどん出してよいのではないかと。
- 基本計画に基づき、人権8課題という形で整理してきたところである。人権をめぐる動向は動きも早いので、的確に反映させることができるようにこの形をとっており、これまでも、働く人の人権問題などを「8 様々な人権問題」に追加してきたという経緯がある。「8 様々な人権問題」が下位にある認識ではない。
- 基本計画を策定して約20年経っている。基本計画の内容に縛られず飛躍的に進展させてよいのではないかと。
- 基本計画の見直しも必要ではないかと。
- これだけ人権問題のジャンルが広がると、総花的な印象を受ける。今までの福岡市の人権行政の集大成を一言でまとめるような、キーワードで串刺しするような工夫があるとよいのではないかと。

(人権問題問題への関心について)

- 市民意識調査の結果、人権問題への関心が低下しているが、原因はなにか。
- 教育・啓発の取り組みの手を緩めてきたわけではないが、啓発や広報の方法について、生活様式が変わっている中で、対応できていないことなども考えられる。

(人権啓発について)

- 市民意識調査の結果、特に18～29歳が、市の啓発事業について「見たり聞いたりしたことがない」と回答した割合が高い。従来通りの啓発では、若い人の目に止まらなくなってきているのではないかと。

- 若年層への啓発については、広報の仕方など、啓発手法の工夫が必要であると考えている。

(ハラスメントについて)

- ハラスメントについては、今、色々なものが問題視されているが、実施計画のどこに位置付けられているのか。
- 「(8) 働く人の人権 (p57)」に、セクハラ、パワハラ、マタハラ、カスハラなど、様々なハラスメントがあるということを挙げている。